別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
			第１章　調達案件の概要に関する事項											
			第１節　調達件名											
			第２節　調達の背景											
			第３節　目的及び期待する効果											
			１　情報システムの安全性の確保											
1	●		調達仕様書「第１章　第３節　１　情報システムの安全性の確保」に記載の調達の目的	「情報システムの安全性の確保」との調達目的に向けて、受注者の提案しているシステム構成、機能、運用・保守作業及び履行体制が以下の内容を踏まえた内容になっており、その提案内容の有効性・実現性について実績に基づく根拠とともに示されていること。 ①「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」に基づき、ルール、技術、運用といった多角的な対策の強化及び運用マネジメントシステムの確立が図られていること。 ②運用・保守工程においても継続的なセキュリティ改善が可能な仕組みとなっていること。	100	○								
			２　情報システムの費用の適正化											
2	●		調達仕様書「第１章　第３節　２　情報システムの費用の適正化」に記載の調達の目的	「情報システムの費用の適正化」との調達目的に向けて、受注者の提案しているシステム構成、機能及び運用・保守作業が以下を踏まえた内容になっており、その提案内容の有効性・実現性について実績に基づく根拠とともに示されていること。 ①運用等経費の三割削減に向けて、現行システム構成と比較した運用等経費の費用削減効果を有すること。 ②運用・保守工程においても継続的に工数の適正化が可能な仕組みとなっていること。	50		○							
			３　政策の質や行政サービスの向上											
			(1)　行政事務の高度化・効率化（ＢＰＲ）の推進											
3	●		調達仕様書「第１章　第３節　３(1)　行政事務の高度化・効率化（BPR）の推進」に記載の調達の目的	「行政事務の高度化・効率化（BPR）の推進」との調達目的に向けて、受注者の提案しているシステム構成、機能や運用・保守作業が以下の内容を踏まえた内容になっており、その提案内容の有効性・実現性について実績に基づく根拠とともに具体的に示されていること。 ①提案する３つの業務について利用者の業務効率化に資する仕組みを有していること。 ②運用・保守工程においても、上記の機能を継続的に利便性を向上させることが可能な仕組みとなっていること。	50				○					
			(2)　働き方改革の推進											
4	●		調達仕様書「第１章　第３節　３(2)　働き方改革の推進」に記載の調達の目的	「働き方改革の推進」との調達目的に向けて、受注者の提案しているシステム構成、機能や運用・保守作業が以下の内容を踏まえた内容になっており、その提案内容の有効性・実現性について実績に基づく根拠とともに具体的に示されていること。 ①受注者が新規導入する仮想デスクトップサービスが機能、性能、操作性の観点で、職員のストレスを感じさせないよう必要十分なものを有すること。 ②提案されたシステムが提供する機能について、療養、育児、介護などの要因によりテレワークに従事している職員又はその上長に対し、利便性の向上、手続きの簡便化や業務効率化等の観点で有意なものを有していること。 ③「働き方改革の推進」による定量的な効果指標（オフィスコスト削減、超過勤務の削減等）について他省庁等での具体的な実績を有していること。	50					○				
			(3)　情報システムの更なる利用促進											
5	●		調達仕様書「第１章　第３節　３(3)　情報システムの更なる利用促進」に記載の調達の目的	「情報システムの更なる利用促進」との調達目的に向けて、受注者の提案しているシステム構成、機能や設計・構築作業、運用・保守作業及び履行体制が以下の内容を踏まえた内容になっていることを具体的な根拠を付して示されていること。 ①省内LANの利便性及び利用率向上のために、設計・開発時から利用者のニーズを踏まえた対応ができる仕組みを有していること。 ②運用・保守工程においても受注者が提案するシステムについて、継続的に利便性の向上が行える仕組みを有していること。 ③次期省内LANだけでなく、次々期省内LANを見据えITシステムの成熟度向上に向けたロードマップ等を意識したつくりとなっていること。	50						○			
			第４節　用語の定義											
			第５節　業務・情報システムの概要											
			１　業務の概要											
			２　情報システムの概要											
			第６節　契約期間・契約形態											
			１　契約期間											
			２　支払期間											
			３　契約形態及び支払方法											
			第７節　作業スケジュール											
6	●		調達仕様書「第１章　第７節　作業スケジュール」に記載のスケジュールに係る要求仕様。	本業務に係る作業スケジュールの大日程、中日程及びWBSの案を提示すること。また、以下の留意点について根拠等を付した上で、スケジュール上の工夫点について具体的に提案していること。 ①全体スケジュールにおけるリスク（遅延を除く）とその対応策 ②スケジュール遅延リスクとその対応 ③WBSの記載の作業工数の見積りが妥当であることを示すために、FP、SLOC、類推見積り等の見積り根拠を付すること	50							○		
			第８節　調達担当課室・連絡先											
			第２章　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項											
			第１節　調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期											
			１　本調達の概要											
			２　関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期											
			第２節　調達案件間の入札制限											
			第３章　作業の実施内容に関する事項											
			第１節　作業の内容											
			１　基本的な留意事項											
			２　設計・開発業務											
7	●		調達仕様書「第３章　第１節　作業の内容　２　設計・開発業務」に記載の(1)～(7)までの作業内容に係る要求仕様。	要求仕様に対し効率的かつ効果的に履行できること及びその計画の実現性が高いことについて、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載要素・記載内容・記載粒度を明確に記載することにより示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、設計・開発業務の実施における以下を含む事項について、工夫点や対応策を実績等による具体的な根拠を付した上で論理的に示されていること。 ①設計・開発業務の納入成果物等の品質向上に資する工夫点（次期省内LANの各サービスの特徴を踏まえ、各サービスごとに示すこと。） ②政府情報システムの設計・開発において、特に留意すべき点とその対応策 ③プロトタイピングを含む設計・開発において、プロジェクト管理（特に進捗管理、品質管理）を実施する上での留意点とその対応策 ④省内LANに係る利用者（特に利用部門が限定される場合）、関係事業者との各種調整において、特に留意すべき点とその対応策 ⑤プロジェクトの目的、評価する指標（KPI/KGI）、要件定義書に示す要件について、設計・開発の上流工程から下流工程までトレーサビリティを確保するための対応策及びそれを効率的に行うためのツール・技法又は工夫点 ⑥設計・開発を行うサービスについて、職員が実際に利用又は運用（定期運用、非定期運用）するシーン（ユースケース）を意識して、適格に設計・開発を行う方法について、具体的な工夫点（次期省内LANの各サービスの特徴を踏まえ、各サービスごとに示すこと。）	100							○		
			３　運用・保守業務											
8	●		調達仕様書「第３章　第１節　作業の内容　３　運用・保守業務」に記載の(1)～(10)までの作業内容に係る要求仕様。	要求仕様に対し効率的かつ効果的に履行できること及びその計画の実現性が高いことについて、運用計画書、保守計画書、運用要領、保守要領及び運用・保守作業実施報告書の記載要素・記載内容・記載粒度を明確に記載することにより示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、運用・保守業務の実施における以下を含む事項について、工夫点や対応策を実績等による具体的な根拠を付した上で論理的に示されていること。 ①運用・保守業務の履行時に発生した課題、リスクについて、根本的な改善につなげるための工夫点 ②運用・保守業務の履行時にセキュリティインシデントが発生した場合に迅速かつ的確に対応を可能とするための工夫点 ③政府情報システムの運用・保守において、特に留意すべき点とその対応策 ④プロジェクトの目的、評価する指標（KPI/KGI）、要件定義書に示す要件について、運用・保守工程においてそれをモニタリングする方法とトレーサビリティを確保するための対応策及びそれを効率的に行うためのツール・技法又は工夫点	100							○		
			第２節　成果物の範囲、納品期日等											
			１　成果物											
			２　納品方法											
			３　納品場所											
			第４章　満たすべき要件に関する事項											
			第５章　作業の実施体制・方法に関する事項											

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
			第１節　作業実施体制											
9	●		調達仕様書「第５章　第１節　作業実施体制」に示す要求仕様。	作業体制、役割分担、プロジェクト期間中の要員計画・人数及びプロジェクトメンバーの氏名、経験、システム導入実績及び保有資格等の情報について、本調達の業務遂行が可能であることの実効性が根拠とともに示されていること。また、以下を満たしていることを明確に示されていること。 ①本業務を効果的に遂行可能な人数及び遂行可能なスキルを有する要員が確保されていること。特に以下に示す要員が参画していること。 ・人間中心設計推進機構（HCD-Net）が実施する専門家認定制度である「人間中心設計専門家・スペシャリスト」資格認定合格者 ・人間中心設計又はユーザ中心設計を利用し、グループウェア、社内SNSに係るパッケージソフトウェアの導入を行った経験を3年以上有する要員 ②受注者内（再委託先を含む）の体制がプロジェクトを遂行する上で、監督限界（Span of Cotrol）、対応するステークホルダー、有するスキル、遂行する役割等を考慮の上で適切な人数・単位でグルーピングされており、そのグループ構成とすることの根拠と効果が明示されていること。また、そのグループの役割、権限及び責任範囲について明確に示すこと。 ③受注者（再委託先を含む）の体制について、指揮命令系統が整っておりガバナンスがとれる仕組みであることを示すこと。 ④設計・構築業務と運用・保守業務の要員が大きく変更が発生しない体制となっている等、運用・保守期間中も設計・構築期間中で発生した課題等をトラッキングできる体制となっていること。	100								○	
			第２節　管理体制											
			第３節　作業要員に求める資格等の要件											
10	●		調達仕様書「第５章　第３節　作業要員に求める資格等の要件」の「プロジェクト全体管理責任者」に示す要求仕様。	以下に該当する経験を豊富に有する者であることを、従事していた期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。なお、併せて本案件への関与割合を示したうえで、業務実行上と乖離がない旨を証明すること。 ①同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上のLANシステムにおけるプロジェクト全体管理責任者の経験 ②政府情報システムにおけるプロジェクト全体管理責任者の経験	50								○	
11	●		調達仕様書「第５章　第３節　作業要員に求める資格等の要件」の「設計・構築業務管理者」に示す要求仕様。	以下に該当する経験を豊富に有する者であることを、従事していた期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。 ①同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上のLANシステムにおける設計・構築業務の経験 ②同規模（仮想デスクトップの利用者数5,000人以上）及びそれ以上の仮想デスクトップを利用したシステムにおける設計・開発業務の経験 ③プロトタイピングを利用したシステムにおける設計・開発業務の経験	25								○	
12	●		調達仕様書「第５章　第３節　作業要員に求める資格等の要件」の「運用・保守業務管理者」に示す要求仕様。	以下に該当する経験を豊富に有する者であることを、従事していた期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。 ①同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上のLANシステムにおける運用・保守業務の経験 ②同規模（仮想デスクトップの利用者数5,000人以上）及びそれ以上の仮想デスクトップを利用したシステムにおける運用・保守業務の経験	25								○	
13	●		調達仕様書「第５章　第３節　作業要員に求める資格等の要件」の「情報セキュリティ責任者」に示す要求仕様。	以下に該当する経験を豊富に有するものであることを、従事していた期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。 ①同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上の類似システムにおける、セキュリティコンサルティングの実施経験 ②同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上の類似システムにおける、SOC／ＣＳＩＲＴの実施経験	50								○	
			第４節　作業場所											
			第５節　作業の管理に関する要領											
			１　基本事項											
			２　作業の管理に関する要領											
14	●		調達仕様書「第５章　第５節　１　作業の管理に関する要領」に示す要求仕様。	作業の管理を実施する上で、以下に示す事項に関する提案がされており、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。 ①本業務や本システムの特性及び対応するステークホルダーの特性を鑑みた進捗管理・会議体運営・コミュニケーション管理の考え方が明記され、定常時及び課題等発生時の管理方法・管理様式・報告内容・報告様式を含め具体的な実施内容が明記され、詳細な業務実態を適切に把握・管理する効果的な内容となっているか。 ②本業務やホシステムの特性を鑑みた品質管理の考え方が明記され、プロセス品質及び成果物品質を高めるための創意工夫、品質状況をタイムリーかつ適切に把握する方法、品質低下が懸念される場合の対処方法、欠陥を発見した場合の影響範囲・波及範囲の調査方法を含め具体的な実施内容が明記され、効果的な内容となっているか。 ③本業務やホシステムの特性を鑑みた課題管理・リスク管理の考え方が明記され、懸案発生時の対応方法・作業におけるセキュリティ確保方法を含め具体的な実施内容が明記され、効果的な内容となっているか。	25							○		
			第６章　作業の実施に当たっての遵守事項											
			第１節　機密保持、資料の取扱い											
			第２節　遵守する法令等											
			１　法令等の遵守											
			２　その他文書、標準への準拠											
			３　情報セキュリティ管理											
			第７章　成果物の取扱いに関する事項											
			第１節　知的財産権の帰属											
			第２節　瑕疵担保責任											
			第３節　検収											
			第８章　入札参加資格に関する事項											
			第１節　入札参加要件											
			１　公的な資格や認証等の取得											
15	●		調達仕様書「第８章　第１節　１　公的な資格や認証等の取得」に示す要求仕様。	受注者が所属する部門が、CMMI レベル４ 以上の資格を有することを、当該資格を有するに至ったプロジェクトの概要（業種、システム利用者数や利用拠点数などの規模、参画要員数や要員構成図、システム概要等）を付した上で当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。	25								○	
			２　受注実績											
16	●		調達仕様書「第８章　第１節　２　受注実績」に示す要求仕様。	要求仕様に対し相違ないことが、プロジェクトの実施期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。また、以下に該当する実績を豊富に有することを、契約期間、顧客からの証明等、当省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。 ①同規模（利用者数30,000人以上）及びそれ以上のLANシステムにおける設計・開発業務及び運用・保守業務の実績 ②政府情報システム（標準ガイドライン適用以降）における設計・開発業務及び運用・保守業務の実績 ③同規模（仮想デスクトップの利用者数5,000人以上）及びそれ以上の仮想デスクトップを利用したシステムにおける設計・開発業務及び運用・保守業務の実績 ④プロトタイピングを利用したシステムにおける設計・開発業務の実績	100				○	○				
			３　共同提案											
			第２節　入札制限											
			第９章　再委託に関する事項											
			第１節　再委託の制限及び再委託を認める場合の条件											
17	●		調達仕様書「第９章　第１節　再委託の制限及び再委託を認める場合の条件」に示す要求仕様。	受注者内の再委託比率（再委託先の工数（人月）の総和／参画要員の工数（人月）の総和）を相対的に比較し、比率が低い場合はその比重を踏まえ加点とする。ただし、以下に該当する技術力向上の目的で行う再委託先は再委託先の工数の総和から除くこと。 ①セキュリティ体制の強化のためにセキュリティベンダー又はセキュリティコンサルタント等を再委託する場合 ②ユーザビリティ向上施策の体制強化のために、人間中心設計、ユーザ中心設計又はユーザビリティの専門家等を再委託する場合 ③選定するパッケージ製品の技術的な設計支援、実現性検証等を目的として、パッケージ製品の製造元の技術コンサルタント等を再委託する場合	25								○	

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
			第２節　承認手続											
			第３節　再委託先の契約違反等											
			第１０章　その他特記事項											
			第１節　前提条件及び制約条件											
			第２節　環境への配慮											
			第３節　その他											
			第１１章　別紙文書											
			第１節　要件定義書											
			第２節　別紙及び参考資料											
			第３節　事業者が閲覧できる資料一覧表											
			第４節　閲覧要領											
			第５節　提案書の審査要領											
			第６節　その他事業者の提案に資する資料											
			第１章　業務要件の定義											
			第１節　調達件名											
			第２節　次期厚生労働省LANシステムの対象業務の範囲及び新規サービスの概要											
			１　業務の範囲											
			２　業務フロー											
			(1)　共働支援システム											
			(2)　業務処理系システム											
18		●	要件定義書「第１章　第２節　２(2)業務処理系システム」に示す要求仕様。	①業務改革支援サービスについて、参考資料や閲覧資料を基に受注者の想定する業務フロー、ユースケース図、アクティビティ図の案が作成されており、業務要件の把握を実施するに当たっての実現性が高いことが示されていること。 ②プロトタイプ手法を利用した場合の、業務改革支援サービスの利用部門及びPMOとの合意形成の進め方について、要件確認、設計、開発・テストの各工程ごとに、作業内容及びアプローチ、スケジュール、参画要員等が具体的に示されている。また、合意形成、各種作業を実施する上で効果的なツール・技法及び工夫点が示されており、それが本調達において実現性・有効性を有することが、受注者の実績等の根拠に基づき示されていること。	100				○					
			(3)　共有基盤系システム											
			第３節　利用時間及び利用場所											
			１　利用時間											
			２　利用場所											
			第４節　管理すべき指標											
			第５節　情報システム化の範囲											
			１　共働支援システム											
			２　業務処理系システム											
			３　共有基盤系システム											
			第２章　機能要件											
			第１節　機能要件											
			１　共働支援システム											
			(1)　実装機能											
			(2)　実装機能について特筆すべき事項											
19		●	要件定義書「第２章　第１節　１(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ア　共働支援システムの利用範囲の拡大」に示す要求仕様。	共働支援システムについて厚生労働省全体のグループウェア・職員ポータルの基盤となることについて、労働基準監督署、公共職業安定所、施設等機関の新たに利用する機関が利用するに当たっての機能面、運用面で留意すべき事項がある場合はそれを具体的に示すこと。また、それらの留意点についての具体的な対策方針について、受注者の実績等の根拠に基づき示されていること。	50			○						
20		●	要件定義書「第２章　第１節　１(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「イ　外部系グループウェアと内部系グループウェアの分離」に示す要求仕様。	外部系グループウェアと内部系グループウェアを分離することにより、機能面、運用面で留意すべき事項がある場合はそれを具体的に示すこと。また、それらの留意点についての具体的な対策方針について、インターネット環境と個人情報取り扱い環境の分離等を実施したシステムの運用実績等の根拠に基づき示されていること。	50	○								
21		●	要件定義書「第２章　第１節　１(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ウ　職員ポータルサービスの利便性の向上」に示す要求仕様。	①職員ポータルの設計・開発を行うに当たって、情報の検索性・探しやすさや情報の網羅性に配慮するために、どのような調査分析を実施し利用者ニーズを把握するのか、利用者ニーズを基にどのように設計・開発を行うのか、利用者ニーズと設計・開発の実施結果の整合性をどのようにテストで担保するのかの具体的な対応方針について、類似案件の実績等の根拠に基づき示されていること。 ②職員間のナレッジシェアリングのコンテンツや、職員の人材育成を図るためのコンテンツとして職員ポータルサービスを活用した実現案等がある場合は、その実現方式について具体的に示すとともに、その実現性・有用性について類似案件の実績等の根拠に基づき示されていること。	50						○			
22		●	要件定義書「第２章　第１節　１(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「エ　ファイル共有サービスの文書管理機能の向上」に示す要求仕様。	ファイル共有サービスの設計・開発及び運用・保守を行うに当たって、文書ライフサイクル（編集中文書、確定文書等）、文書権限、文書プロパティ情報の可視化を行う機能を有することが示されていること。また、職員の異動時に文書の所在が不明となる、不要な文書が蓄積されキャパシティやセキュリティ上問題があるとの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。なお、解決策については、以下の内容の説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。 ①ファイル共有サービスが有する機能に基づき設計・開発時にファイル共有サービスをどのように設定を行い、課題を解決するのか。 ②上記の機能及び設計・開発結果に基づき、運用・保守工程において職員及び受注者がどのような運用プロセスを実施し、課題を解決するのかの案を職員と受注者の役割分担も含め示すこと。 ③ファイル共有サービスの運用設計を効果的かつ効率的に行うために、職員からのヒアリング等を含め、運用シーンを想定した調整方法・検討方法の作業アプローチの案を示すこと。	50						○			
			２　業務処理系システム											
			(1)　実装機能											
			(2)　実装機能において特筆すべき事項											
23		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ア　会計予算事務処理サービス及び地方厚生局業務処理サービス」に示す要求仕様。	会計予算事務処理サービス及び地方厚生局業務処理サービスの設計・構築を行うに当たって、現行省内LANのアプリケーションプログラムの開発資源の再利用等をすることにより、効率的に設計・開発を実施することを示すこと。また、現行資源の再利用に当たってOSやMWのプラットフォームが変更になる場合は、その旨を明示した上でプラットフォーム変更に係る影響調査方法を具体的に示されていること。	25									○
24		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「イ　業務改革支援サービスの新規導入」に示す要求仕様。	業務改革支援サービスを新規導入するに当たって、実装すべき機能と受注者の提案するCRMパッケージソフトウェアのFIT&GAP分析を実施し、標準機能で実装する部分とカスタマイズで実装する部分について明確に示されていること。なお、当該カスタマイズ内容を踏まえて、業務改革支援サービスを実装する場合の設計・開発工数の見積り結果を提示するとともに、想定する画面数、追加機能数（標準機能外の機能）及び類似する案件の実績等の類推見積り結果等の見積り根拠を付して、妥当な見積りであることが示されていること。	50				○					
			３　共有基盤系システム											
			(1)　実装機能											
			(2)　実装機能において特筆すべき事項											
25		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ア　情報セキュリティ管理サービスの機能強化」に示す要求仕様。	新規に導入する「SIEMサービス」、「情報漏えい防止サービス」、「マルウェア対策（クライアントＰＣ・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ）」の機能の概要、実現方式、運用に関する実現方式の概要を示し、以下に示す内容を含めた上で、省内LANの情報セキュリティ対策の強化に対し実現性・有用性を有することを根拠を付した上で論理的に示されていること。 ①「SIEMサービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。 ②「情報漏えい防止サービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。また、「情報漏えい防止サービス」にて個人情報等を検知した場合を想定し、その督促や周知の仕組み等の、職員における利用・運用方法について、その利用・運用方法として効率的なものがある場合は提案すること。	50	○								

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
26		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「イ　仮想ブラウザ・セキュアファイル交換機能の導入によるネットワーク分離」に示す要求仕様。	「仮想ブラウザ」及び「セキュアファイル交換サービス」の導入に当たって、外部系から内部系への侵入、内部系から外部系への情報漏えいが実質的に不可能であることを、システム構成、ネットワーク構成や製品の機能等の特徴を用いて具体的に示されていること。	50	○								
27		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ウ　リモートアクセスサービスの新規導入」に示す要求仕様。	「仮想デスクトップ」の導入に当たって、現行の執務用PCと遜色のない性能が確保できるよう、適切なサイジングを実施するための設計・開発時から実施する想定である実機によるPoC（実現可能性検証）の方法について具体的に示されていること。また、ログオンストリームやセキュリティパッチ配布時に発生する性能劣化などが発生しないようにするための具体的な方策について示されていること。	50					○				
28		●	要件定義書「第２章　第１節　２(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、 「ウ　リモートアクセスサービスの新規導入」に示す要求仕様。	１デスクトップ当たりの処理性能について、以下を超える性能を実現可能な構成を提案したものは超えた数値に順じて別途加点を行う。なお、以下の数値を実現可能なことについては実現可能な数値とその根拠（受注者の仮想デスクトップの構築実績にて計測した値、受注者内又は製品製造元の検証環境におけるPoC等の実績、受注者又は製品製造元が参加した実証実験等の実験結果等）を示されていること。 ・１デスクトップ当たりのIOPS　200以上 ・１デスクトップ当たりのメモリ　8GB以上	50					○				
			第２節　画面要件											
29		●	要件定義書「第３章　第２節　画面要件」に記載の要求仕様。	以下のサービスについて、参考資料や閲覧資料を基に受注者の想定する画面一覧、画面遷移図、画面イメージが作成されており、本業務を履行するに当たっての実現性が高いことが示されている。また、画面構成、画面遷移、画面イメージの中で職員のユーザビリティを考慮した工夫点について、ペルソナやユーザシナリオを定義した上で、適切なユーザ中心設計を行った結果であることの根拠を付した上で論理的に説明されていること。 ①職員ポータルのうち「トップページ」及び「掲示板」機能 ②業務改革支援サービス	50				○		○			
			第３節　帳票要件											
			第４節　情報・データ要件											
			第５節　外部インタフェース要件											
			第３章　非機能要件											
			第１節　ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項											
			１　情報システムの利用者の種類、特性											
			２　ユーザビリティ要件											
			３　アクセシビリティ要件											
			第２節　システム方式に関する事項											
			１　情報システムの構成に関する全体の方針											
30		●	要件定義書「第３章　第２節　１　情報システムの構成に関する全体の方針」に記載の要求仕様。	受注者の提案する次期省内LANのシステム全体概要図及びそれを補足する資料等を提示した上で、システムのアーキテクチャの特徴及び利点が示されていること。また、受注者の考える特徴及び利点は、受注者の実績等に基づく根拠を付した上で実現性及び有用性を論理的に示すこと。なお、以下に示す項目が特徴及び利点として該当する場合は、その内容も併せて示すことにより加点の対象とする。 ①新規にアプリケーションプログラムの開発又は大規模な改修を行う場合は、そのアプリケーションのアプリケーションアーキテクチャが示されており、情報システムを構成するコンポーネント間の疎結合、再利用性の確保がされていることが示されている。 ②ソフトウェア製品の活用方針として、OSS製品の積極活用、OS又はSW製品の統一化など運用等経費の削減に資する内容となっている。 ③稼働環境はクラウドを活用するなど、システムとしての拡張性などが優れていることが示されている。	25		○							
			２　情報システムの全体構成											
			３　開発方式及び開発手法											
31		●	要件定義書「第３章　第２節　３　開発方式及び開発手法」に記載の要求仕様。	プロトタイピング等の手法に基づいた開発方式及び開発手法について、本業務にて当該手法を活用し遂行するに当たっての具体的な方法、手順とその効果、留意事項（課題、リスク）及びそれらの対応策などが、プロトタイピングを適用した事例に基づく具体的な根拠などを付した上で論理的に示されていること。	50				○					
			第３節　規模に関する事項											
			１　機器数											
			２　設置場所											
			(1) 増機器											
			(2) クライアントPC及び周辺機器等											
			３　データ量											
			４　処理件数											
			５　利用者数											
			第４節　性能に関する事項											
			１　基本事項											
32		●	要件定義書「第３章　第４節　１　基本事項」に記載の要求仕様。	本業務で定義する性能要求に対して、どのように達成するかを、サーバ（メモリ、CPU）、ストレージ（容量、IOPS等）のサイジング結果、サイジングの根拠及び計算根拠を付した上で論理的に示されていること。また、受注者が選定したソフトウェアについて性能上の留意点を示したうえで、設定値のチューニングなどが必要な個所を洗い出し、どのような設定値とすべきかについて、設定根拠及び計算根拠を付した上で論理的に示されていること。	50									○
			２　個別事項											
			第５節　信頼性に関する事項											
			１　SLAに関する規定											
			２　可用性要件											
33		●	要件定義書「第３章　第５節　２　可用性要件」に記載の要求仕様。	本業務で定義する可用性の要求に対して、どのように達成するかをシステム構成の検討結果及び検討根拠を付した上で論理的に示されていること。	25									○
			３　完全性要件											
			第６節　拡張性に関する事項											
34		●	要件定義書「第３章　第６節　拡張性に関する事項」に記載の要求仕様。	本業務で定義する拡張性の要求に対して、どのように達成するかをシステム構成の検討結果及び検討根拠を付した上で論理的に示されていること。	25									○
			第７節　上位互換性に関する事項											
35		●	要件定義書「第３章　第７節　上位互換性に関する事項」に記載の要求仕様。	受注者の調達範囲に含まれるサーバ及びクライアントのOS又はブラウザのバージョンアップの必要性が生じた場合について、影響調査、プログラム改修等の方策が具体的に示されていること。また、受注者が提案するソフトウェア製品のうち、契約期間中にバージョンアップが想定されるものが網羅的に列挙されており、そのバージョンアップが発生した場合の影響調査、プログラム改修等の方策が具体的に示されていること。	25									○
			第８節　中立性に関する事項											
			第９節　継続性に関する事項											
			１　継続性に係る目標値											
			２　継続性に係る対策											

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
			(1) 定常時											
			(2) 大規模災害等の非定常時											
36		●	要件定義書「第３章　第９節　２(2)大規模災害時等の非定常時」に記載の要求仕様。	大規模災害等の非定常時を想定し、以下に示す計画の概要を、受注者の類似する実績に基づく根拠とともに示されていること。 ①事前対策計画 ・危機的事象の発生時に情報システムに生じる被害状況の想定に対する情報システムの抱える脆弱性（情報システムの運用継続を阻害する課題）及びそれらの脆弱性を解消する対策（事前対策）を、システムごとに検討されていること。 ・検討した事前対策により、受注者の提案するシステム構成が継続性に係る目標値に即しており、運用継続能力を継続的に強化していく内容となっていること。 ②非常時対応計画 ・ 当省の防災対策等と非常時に連携する情報システムの復旧継続活動に必要な受注者の対応体制の概要が示されていること。 ・ 非常時の初動から復旧までの、全拠点における危機的事象の発生から復旧までの対応が示された「対応の全体フロー」の概要が示されていること。 ・ 非常時の体制で定めた担当が、それぞれどのような対応するかをより明確にした、非常時における「対応手順書」の記載要素・内容・記載粒度が示されていること。 ③教育・訓練計画 ・　担当者の理解度や対応力を向上させるとともに、事前対策の改善につなげることを意識した内容となっていること。 ④維持改善計画 ・ 事前対策計画、非常時対応計画、教育訓練計画それぞれを定期的に見直し、情報システム運用継続計画の実行性を継続的に維持できるような仕組みとなっていること。	25									○
			第１０節 情報セキュリティに関する事項											
			１ 基本事項											
37		●	要件定義書「第３章　第１０節　１　基本事項」に記載の要求仕様。	省内LANにおいて想定されるリスクについて、以下に示す資料を参照し攻撃段階や攻撃手口等で分類した上で網羅的に列挙し、それらのリスクの及ぼす影響が示されていること。また、それらのリスクを未然に防止するための対策と発生した場合の対応策（検知又は遮断等）、対応する製品及び対応するために必要な体制が整っていることが、受注者の類似する実績に基づく根拠とともに具体的に示されていること。 ①「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」 ②「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」 ③「「高度標的型攻撃」対策に向けたシステム設計ガイド」	100	○								
			２ 権限要件											
			３ 情報セキュリティ対策要件											
38		●	要件定義書「第３章　第１０節　３　情報セキュリティ対策要件」に記載の(1)～(11)の要求仕様。	左記の要求仕様に相違いことを、提案するシステム構成、機能、体制及び運用・保守作業等を用いて具体的かつ論理的にに示されていること。また、提案内容の実現性・有効性について、類似する案件の実績に基づく根拠とともに示されていること。さらに、それらの提案内容のうち情報セキュリティ管理サービスにおいて用意されていない機能においては、追加提案する機能を明示した上でその理由及び効果が示されていること。	50	○								
			第１１節 情報システム稼働環境に関する事項											
			１ 全体構成											
			２ ハードウェア構成											
39		●	要件定義書「第３章　第11節　２　ハードウェア構成」に記載の要求仕様。	受注者が提案するハードウェアの構成（構成図、台数、機器諸元）について、以下に示す内容を含む形で具体的に示されていること。 ①SLAに示す性能要件を踏まえたサイジング結果と整合のとれた内容となっていること ②SLAに示す可用性要件を踏まえたシステム構成の検討結果と整合のとれた内容となっていること ③拡張性要件を踏まえたシステム構成の検討結果と整合のとれた内容となっていること ④ハードウェア賃貸借料、ハードウェア保守費用の三割削減に資する内容となっていること。（コア数、サーバ台数等定量的に把握できるように示すこと）	50		○							
			(1) ハードウェア構成図											
			(2) ハードウェア要件											
40		●	要件定義書「第３章　第11節　２　(2)ハードウェア要件」の「イ　サーバ要件」に記載の要求仕様。	受注者が提案するサーバについて、以下に示す内容を含む形で性能面での優位性を論理的に示されていること。 ①提案されたサーバの性能の優位性について、定量的に比較できる数値（CPUのSpecInt、クロック数等）を用いて示されていること。 ②省内LANで用意する機能に対して上記の性能がどのように寄与するのか、該当する機能と性能改善を測定する基準値（仮想デスクトップOSの起動時間、ファイル共有サーバの処理速度等）について、客観的な指標を示した上で、上記で得られた数値等がそれを超えるものが提供可能であることが示されていること。 ③上記の性能改善を行う対象が職員の利便性に資するものであることが、根拠を付して示されていること。	25									○
41		●	要件定義書「第３章　第11節　２　(2)ハードウェア要件」の「ウ　ストレージ要件」に記載の要求仕様。	受注者が提案するストレージについて、以下に示す内容を含む形で性能面での優位性を論理的に示されていること。 ①提案されたストレージの性能の優位性について、定量的に比較できる数値（IOPS等）を用いて示されていること。 ②省内LANで用意する機能に対して上記の性能がどのように寄与するのか、該当する機能と性能改善を測定する基準値（仮想デスクトップOSの起動時間、ファイル共有サーバの処理速度等）について、客観的な指標を示した上で、上記で得られた数値等がそれを超えるものが提供可能であることが示されていること。 ③上記の性能改善を行う対象が職員の利便性に資するものであることが、根拠を付して示されていること。	25									○
			３ ソフトウェア構成											
42		●	要件定義書「第３章　第11節　３　ソフトウェア構成」に記載の要求仕様。	受注者が提案するソフトウェアの構成（構成図、機器諸元）について、以下に示す内容を含む形で具体的に示すこと。 ①SLAに示す性能要件を踏まえたサイジング結果と整合のとれた内容となっていること ②SLAに示す可用性要件を踏まえたシステム構成の検討結果と整合のとれた内容となっていること ③拡張性要件を踏まえたシステム構成の検討結果と整合のとれた内容となっていること ④ソフトウェア賃貸借料、ソフトウェア保守費用の三割削減に資する内容となっていること。（ライセンス数等定量的に把握できるように示すこと）	50		○							
			(1) ソフトウェア全体構成図											
			(2) ソフトウェア要件											
			４ ネットワーク構成											
43		●	要件定義書「第３章　第11節　４　ネットワーク構成」に記載の要求仕様。	受注者が提案するネットワーク構成（物理構成図、論理構成図）について、以下に示す内容を含む形で具体的に示されていること。 ①要件定義書「第３章　第１０節　情報セキュリティに関する事項」における対策内容と整合のとれた内容となっていること。 ②外部系と内部系の分離の実現方式を具体的に示すとともに、内部系に配置された情報の漏えい可能性を極小化していることを、類似する受注者の実績等の根拠を付して示されていること。 ③マルウェア等の侵入及び感染があった場合に、その侵入・感染の拡大を防止可能であることを、類似する受注者の実績等の根拠を付して示されていること。 ④仮想デスクトップ及び仮想ブラウザを用いた場合に、その流量を踏まえた調達対象範囲における回線帯域、ネットワーク機器等のサイジングを行っていることを、根拠を付して示されていること。	50	○				○				
			５ 施設・設備要件											
44		●	要件定義書「第３章　第11節　５　施設・設備要件」に記載の要求仕様。	受注者の提案するデータセンタが以下に示す認証・基準を全て取得していることを客観的に証明されていること。オンプレミスとクラウドの双方を提案するハイブリッドの場合は①②の双方を満たすこと。 ①オンプレミスのデータセンタの場合 ・JDCCのTier４相当であること ②クラウドのデータセンタの場合 ・ISO/IEC 27017認証 ・CSマーク（ゴールド）【クラウドセキュリティ推進協議会（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA）が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】	25									○
			第１２節 テストに関する事項											

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
45		●	要件定義書「第３章　第12節　テストに関する事項」に記載の要求仕様。	受注者は効果的かつ効率的なテストを実施するために作成するテスト計画書及びテスト結果報告書の概要（記載要素・記載内容・記載粒度）とテストを実施する上での以下に示す工夫点等を、その提案の内容の有効性・実現性が実績等に基づく根拠と効果も含めて具体的に示すこと。 ①各テスト工程において、効果的なテストを実施するためのテストケース、テストデータ作成等に係る方策が示されていること。 ②多面的にテスト結果が評価できるよう、JISで定められているソフトウェア品質特性（機能性、信頼性、使用性、効率性、保守性、移植性）に沿った評価指標が示されていること。 ③LANシステム構築、仮想デスクトップ構築、プロトタイピングを含む設計・開発を有する本システムの特性を踏まえ、本業務におけるテストを実施する上での課題とその対応策が示されていること。 ④受入テスト計画書を作成する上での利用部局等へのヒアリング方法の工夫点が示されていること。 ⑤テスト実施における優先順位の設定方法等が示されていること。 ⑥効果的なテスト計画の策定のタイミングが示されていること。	100				○	○				
			１　基本方針											
			２　テストの種類及び目的、内容											
			３　テスト実施要件											
			４　テスト環境											
			(1)　設計・開発中におけるテスト環境											
			(2)　運用・保守期間におけるテスト環境											
			５　テストデータ											
			第１３節 移行に関する事項											
46		●	要件定義書「第３章　第13節　移行に関する事項」に記載の要求仕様。	本業務に係る移行を効率的かつ高品質に実現する上で受注者の提案する移行計画書の記載要素（実現方針、スケジュール、作業プロセス、体制等を含むこと）・記載内容・記載粒度を、その根拠と効果も含めて具体的に示されていること。また、提案する内容は以下の点について留意すること。 ①移行スケジュールを策定する上での留意点や工夫した点について、その根拠と効果も含めて具体的に示されていること。 ②並行稼動を行う上で、期間の設定の考え方や、業務・システムの継続性に関する留意点や工夫点、利用者の日常業務への影響を最小限にする工夫について具体的に示されていること。	50									○
			１　移行手順											
			(1)　次期省内LANシステム全体移行フロー（案）											
			(2)　役割分担											
			(3)　手順											
			(4)　移行マイルストーン											
47		●	要件定義書「第３章　第13節　１(4)移行マイルストーン　」に記載の要求仕様。	次期省内LANへの労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム、労働局共働支援システムの移行（平成31年1月）、並びにハローワークシステムの移行（平成32年1月）に当たっての、実現方針、作業プロセス、体制及び移行作業に係る他システムとの調整事項の概要及び役割分担の案、当該移行に当たっての留意事項とその対策について、実現性・有効性を受注者の類似の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。	100			○						
			２　移行要件											
			(1)　移行作業対象範囲											
			(2)　移行計画策定の考慮点											
			(3)　移行・導入の個別方針											
48		●	要件定義書「第３章　第13節　２(3)移行・導入の個別方針　」に記載の要求仕様。	FAT端末から仮想デスクトップに移行するに当たっての、移行作業の実現方針、作業プロセス、体制及び移行作業に係る職員との調整事項及び役割分担の案、移行に当たっての留意事項とその対策について、実現性・有効性を受注者の類似の実績に基づく根拠を付した上で示すこと。また、以下に関する留意事項を踏まえた内容であること。 ①職員の作業負担が必要以上に過大にならないように留意すること。 ②作業手順の誤り等にて、職員の保有する情報が滅失するリスク等に留意すること。	25					○				
			(4)　本番移行における接続切替に係る関連事業者との役割分担等											
			３　移行対象データ											
			第１４節 引継ぎに関する事項											
49		●	要件定義書「第３章　第14節　引継ぎに関する事項　」に記載の要求仕様。	次々期システムの設計・開発事業者や調達支援業者に対する引き継ぎについて、引継ぎ事項、引継ぎ方法、役割分担、スケジュール等が具体的に示されていること。また、引き継ぎを円滑に行うために以下に示す工夫点を取り入れた内容となっていること。 ①各環境の環境設定内容、開発環境のIDE設定内容、構成管理システムの設定内容等を円滑に引き継ぐための工夫を施していること。 ②次々期システムの設計・開発事業者や調達支援業者に対する説明会の開催等の理解の促進の考慮をしていること ③再利用性の高いテストケース、テストデータ等を設計・開発時から考慮して作成していること。	25									○
			第１５節 教育に係る要件											
			１．教育実施計画書の作成											
50		●	要件定義書「第３章　第15節　１　教育実施計画書の作成　」に記載の要求仕様。	教育実施計画書の概要として記載要素・記載内容・記載粒度を実現性・有効性を有することが判断できるよう具体的に示したうえで、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示すこと。 ①受講者の理解度調査方法（具体的かつ効果的な理解度の測定方法）、理解度の測定基準、理解度向上のための対策の実施概要が示されていること。 ②都道府県労働局、施設等機関、労働基準監督署、公共職業安定所などの新規に省内LANを利用することとなる利用者に対する教育計画の工夫点が示されていること。 ③理解度向上だけでなく、運用・保守期間中も継続的に利用促進を図るための仕組みについて、利用率の測定方法、利用率低下の原因分析方法及び想定される原因、利用率向上のための教育実施概要について具体的に示されていること。 ④地方出張を伴う対面研修等を含めた実施計画が具体的に示されていること。	25									○
			２　教育の分類及び内容											
			３　教育の方法、教育対象者の範囲											
			４　教材の作成											
			第１６節 運用に関する事項											
			１　運転管理・監視等要件											
			(1)　サービスストラテジに関する事項											
51		●	要件定義書「第３章　第16節　１　(1)サービスストラテジに関する事項　」に記載のア～エの要求仕様。	運用・保守期間中に実施するサービスポートフォリオ管理、ITサービス財務管理、需要管理、事業関係管理の作業内容について、実施方法が具体的に示されている。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されている。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で、「運用実績の評価と改善」に資する効果的なモニタリング・収集方法が示されていること。 ①ITサービス財務管理において、投入工数の実績値を正確かつ効率的にモニタリング・収集するための方法が示されていること。 ②需要管理において、システムの利用状況のパターンを正確かつ効率的にモニタリング・収集するための方法が示されていること。	25							○		
			(2)　サービスデザインに関する事項											

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点									
						重要評価視点							サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
52		●	要件定義書「第３章　第16節　１　(2)サービスデザインに関する事項　」に記載のア～キの要求仕様。	運用・保守期間中に実施するサービスレベル管理、サービス・カタログ管理、可用性管理、キャパシティ管理、情報セキュリティ管理、ITサービス継続性管理、サプライヤ管理の作業内容について、実施方法を具体的に示すこと。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されている。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示すこと。 ①可用性管理、キャパシティ管理、情報セキュリティ管理にて要件定義書で示した監視対象項目以外に、追加で監視対象とする項目がある場合はその理由と当省にもたらす効果について示すこと。また、当該監視内容を陳腐化させずに、新たな攻撃手法等にも耐えうるよう継続的に改善するための作業プロセス及び作業体制について明確に示すこと。 ②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応（予兆を含む）について、迅速かつ的確な対応が行えるよう、対応要否の判断基準、具体的な対応手順の概要及び対応体制の概要を示すこと。 ③サービス・カタログ管理におけるサービス・カタログの最新化や関係者に対する周知方法として、周知内容も含め職員にとって有益な方法がある場合はその手順の概要を示すこと。	50	○								
			(3) サービストランジジョンに関する事項											
53		●	要件定義書「第３章　第16節　１　(3)サービストランジジョンに関する事項　」に記載のア～オの要求仕様。	運用・保守期間中に実施する移行の計画立案及びサポート、変更管理、リリース管理及び展開管理、サービス資産管理及び構成管理、ナレッジ管理の作業内容について、実施方法が具体的に示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。 ①変更要求が発生した場合の、変更に伴う影響範囲の効果的な調査方法を示すこと。また成果物に対しタイムリーにその変更を反映するための方策（作業タイミング、作業体制、作業方法）を示すこと。 ②リリース管理において、リリース回数を極力削減するための具体的な対応策を示すこと。	25							○		
			(4) サービスオペレーションに関する事項											
54		●	要件定義書「第３章　第16節　１　(4)サービスオペレーションに関する事項　」に記載のア～オの要求仕様。	運用・保守期間中に実施するイベント管理、インシデント管理、問題管理、要求実現、アクセス管理の作業内容について、実施方法が具体的に示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。 ①インシデント管理において、インシデントを速やかに解決するための方策が具体的に示されていること。また、次期省内LANで発生する可能性が高いインシデントと対応策を、類似システムの実績に基づき網羅的に列挙し、受注者がインシデント管理業務を実施する上で十分な知見を有していることを証明すること。 ②問題管理において、問題を速やかに解決するための方策が具体的に示されていること。また、次期省内LANで発生する可能性が高い問題と対応策を、類似システムの実績に基づき網羅的に列挙し、受注者が問題管理業務を実施する上で十分な知見を有していることを証明すること。	50							○		
			２ データ管理要件											
			３ 運用サポート業務											
			(1) ヘルプデスク業務											
55		●	要件定義書「第３章　第16節　３(1)ヘルプデスク業務　」に記載の要求仕様。	高品質なヘルプデスクサービスを提供するための方策、用意する要員構成・体制について具体的に示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。 ①ヘルプデスクの要員数について、想定される問合せ件数及び呼損率を５％以内にする要件を踏まえた適切な数であることを、計算根拠を付し証明すること。 ②職員の対応時間の短縮を図るためのFAQの作成方法、新規にFAQを作成する場合の作成基準（問合せ内容をどのように分析し、どの項目をFAQ対象とするのか）、FAQを効率的かつ効果的に職員に周知するための方法を具体的に示すこと。 ③ヘルプデスクにおいて自己解決できる範囲を拡大するためのノウハウの蓄積及び利用方法を具体的に示すこと。 ④業務改革支援サービスにおいてアクセスが集中する時間帯へのヘルプデスク体制及び対応方法への具体的な提案が示されていること。	25				○					
			(2) 操作研修業務											
			(3) 利用者満足度調査											
56		●	要件定義書「第３章　第16節　３(3)利用者満足度調査　」に記載の要求仕様。	次期省内LANで提供するサービスやヘルプデスクに対しての満足度や改善要望を効率的かつ効果的に収集するため、利用者満足度調査の具体的な方法について、以下の事項に留意の上で提案すること。また、その提案内容の有効性・実現性について根拠を付した上で示されていること。 ①職員の回答する負担に留意し、工夫が示されていること。 ②職員の回答率をあげるための工夫点（インセンティブなどの考慮）が示されていること。 ③運用実績の評価と改善に係るPDSAサイクルに有用なアンケートとなるよう、アンケート設計の考慮点やポイントが示されていること。	25						○			
			４ 業務運用支援											
			５ 運用実績の評価と改善											
57		●	要件定義書「第３章　第16節　５　運用実績の評価と改善　」に記載の要求仕様。	運用実績の評価と改善に係るPDSAサイクルを効率的かつ効果的に行うための実施方法が具体的に示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。 ①定常的な運用作業に関する改善提案を行うに当たって、課題、リスク、問合せ内容、各種運用業務の実績を取りまとめ分析する方法、及びそれらの分析結果から「中長期運用・保守作業計画」、「運用計画」、及び「運用要領」に関する改善案に導くのかの方法が示されていること。 ②情報セキュリティに関する改善提案を行うに当たって、脆弱性やサイバー攻撃の事例とその対策等の技術動向を調査する方法、及びそれらが省内LANに該当するかどうかの調査方法、また具体的な改善案に導くかの方法が示されていること。 ③「政府情報システムコスト削減計画」に基づく運用等経費削減に関する改善提案を行うに当たって、ITサービス財務管理、需要管理、キャパシティ管理、可用性管理によりモニタリングする手法、運用等経費の削減可能性を定量的・定性的に分析する方法、それらの分析結果より改善策をどのように導くのかの方法が示されていること。 ④要件定義書「第１章　第３節 管理すべき指標管理すべき指標」に示す目標到達度等をモニタリングする手法、モニタリング結果を分析する手法、それらの分析結果より改善策をどのように導くかの方法が示されていること。	100	○	○							
			第17節 保守に関する事項											
58		●	要件定義書「第３章　第17節　保守に関する事項」に記載の要求仕様。	アプリケーションプログラムの保守、ハードウェアの保守、ソフトウェア製品の保守を実施する上で、障害発生時の迅速な復旧・安定動作に向けた対応方法などを含めた具体的な方法が明記され、効果的な内容となっているか。	25							○		
			１ 基本事項											
			２ アプリケーションプログラムの保守要件											
			３ ハードウェアの保守要件											
			４ ソフトウェア製品の保守要件											
			５ データの保守要件											
			６ 保守実績の評価と改善											

別添②　総合評価基準表（加点用）

No	対象		評価項目	評価基準	配点	評価視点								
						重要評価視点						サービス品質に係る各種プロセス等の評価		
	調達仕様書	要件定義書				情報システムの安全性の確保	運用等経費の適正化	グループウェアの統合	行政事務の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムのさらなる利用促進	プロジェクトマネジメント方法	作業実施体制・受注実績等	各システム要件
59		●	要件定義書「第３章　第17節　６　保守実績の評価と改善　」に記載の要求仕様。	保守実績の評価と改善に係るPDSAサイクルを効率的かつ効果的に行うための実施方法が具体的に示されていること。さらに、その提案内容の有効性・実現性が実績に基づく根拠とともに示されていること。また、以下に留意した内容であることを、受注者の実績に基づく根拠を付した上で示されていること。 ①定常的な保守作業に関する改善提案を行うに当たって、課題、リスク、問合せ内容、各種保守業務の実績を取りまとめ分析する方法、及びそれらの分析結果から「中長期運用・保守作業計画」、「保守作業計画」、及び「保守実施要領」に関する改善案に導くのかの方法が示されていること。 ②「政府情報システムコスト削減計画」に基づく運用等経費削減に関する改善提案を行うに当たって、保守の実績工数のモニタリング方法、運用等経費の削減可能性を定量的・定性的に分析する方法、それらの分析結果より改善策をどのように導くのかの方法が示されていること。	25		○							
60	-	-	プレゼンテーション	①プロジェクト全体管理責任者として、経験や知識、コミュニケーション能力、責任感、本プロジェクトに対する強いコミットメントが確認でき、適任であると論理的に判断できること。 ②技術審査委員の各委員からの質疑に対し、誠実、かつ、根拠を持った分かりやすい回答ができていると論理的に判断できること。	50	－	－	－	－	－	－	－	－	－
61	-	-	デモンストレーション	①デモンストレーションでは、各サービス（職員ポータル、電子メール、ファイル共有サービス、業務改革支援サービス、仮想デスクトップ）におけるユーザビリティの評価を行う。 ②ユーザビリティの評価は、当省にて予め指定した操作のシナリオに沿ってシステムのデモンストレーションを実施し、操作性等について評価者が評価を行う。	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					2950									